

第6期 和水町障がい福祉計画

第2期 和水町障がい児福祉計画



和水町マスコットキャラクター「なごみん」

令和3(2021)年3月
和水町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 他計画との関連	3
6 第3期和水町障がい者計画の基本理念.....	4
7 計画策定の方法	4
（1）障がい者をめぐる現況の整理	4
（2）計画の進捗評価	4
（3）計画策定委員会の設置	4
（4）パブリックコメントの実施	4
第2章 障がい者数の現状	5
1 和水町の人口の推移	5
2 和水町の障がい者数.....	6
（1）障害者手帳所持者数からみた動向.....	6～9
（2）医療費助成制度の対象者数からみた動向	10
（3）障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向	11
（4）療育・保育・教育の状況からみた動向	12～13
第3章 前回計画の進捗状況	14
1 「第5期和水町障がい福祉計画」の進捗状況	14
（1）成果目標の進捗状況	14～16
（2）サービスの利用状況	17～23
2 「第1期和水町障がい児福祉計画」の進捗状況	24
（1）成果目標の進捗状況	24～25
（2）サービスの利用状況	26
第4章 第6期障がい福祉計画	27
1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要	27
2 成果目標	28
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	28
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	29
（4）福祉施設から一般就労への移行等	30
（5）相談支援体制の充実・強化等	31
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	31
3 指定障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	32
（1）訪問系サービス	32
（2）日中活動系サービス	33～34
（3）居住系サービス	35
（4）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	36
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	37
（1）理解促進研修・啓発事業	37
（2）自発的活動支援事業	37
（3）相談支援事業	38
（4）成年後見制度利用支援事業	39
（5）成年後見制度法人後見支援事業	39
（6）意思疎通支援事業.....	40
（7）手話奉仕員養成研修事業	40
（8）日常生活用具給付等事業	41

(9) 移動支援事業	42
(10) 地域活動支援センター事業	43
(11) その他の事業	44
5 その他活動指標	45
(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催 ..	45
(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組	46
(3) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	46
第5章 第2期障がい児福祉計画	47
1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要	47
2 成果目標	47～48
3 障がい児支援の見込量と確保のための方策	49
(1) 障害児通所支援等.....	49
(2) 発達障がい者等に対する支援	50
(3) 子ども・子育て支援事業	51
第6章 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）	52
1 制度の概要と背景	52
2 計画の目的	52
3 計画の目標	52
4 具体的な施策	52
(1) 権利擁護支援が必要な人に対する早期支援	52
(2) 中核機関の整備	53
(3) 協議会の整備	53
(4) 利用支援事業と町長申立	53
第7章 計画の推進体制	54
1 計画の推進	54
(1) 行政の役割	54
(2) 地域・家庭・保育園・学校の役割	54
(3) 障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等の役割.....	54
2 計画の点検・評価体制	54
資料編	55
1 計画の策定経緯	55
2 策定委員会設置要綱	56～57
3 策定委員名簿	58
4 和水町 障害福祉事業所	59～60

表記について

■「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、「第6期和水町障がい福祉計画・第2期和水町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

■法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名等	略 称
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

和水町（以下、「本町」とする。）では、平成30（2018）年度に「第3期和水町障がい者計画」「第5期和水町障がい福祉計画・第1期和水町障がい児福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち、「第5期和水町障がい福祉計画・第1期和水町障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）については令和3（2021）年3月をもって計画期間が満了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画「第6期和水町障がい福祉計画・第2期和水町障がい児福祉計画」を策定します。

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30（2018）年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス感染症」とする。）の拡大は、様々な面で障がい者の生活にも大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

今回策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、「互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を目指す「第3期和水町障がい者計画」の基本理念との整合性を確保し、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

■国の動向（平成30（2018）年以降）

年	主な動き
平成30（2018）年	3月 「第4次障害者基本計画」策定 4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
平成31（2019）年	3月 「障害者文化芸術推進計画」策定
令和元（2019）年	6月 改正「障害者雇用促進法」施行
令和2（2020）年	6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

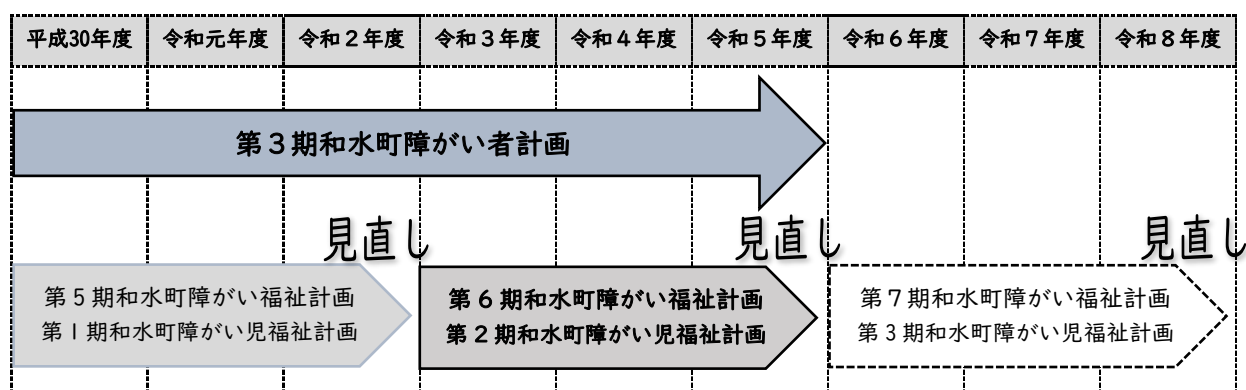
2 計画の位置づけ

第6期和水町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画として、第2期和水町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画として位置づけ、本町における福祉サービス等の必要量の見込みや提供体制の確保にかかる目標を定めます。

名称	第6期和水町障がい福祉計画	第2期和水町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量、見込量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての町民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

障害者基本法第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

障害者総合支援法第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

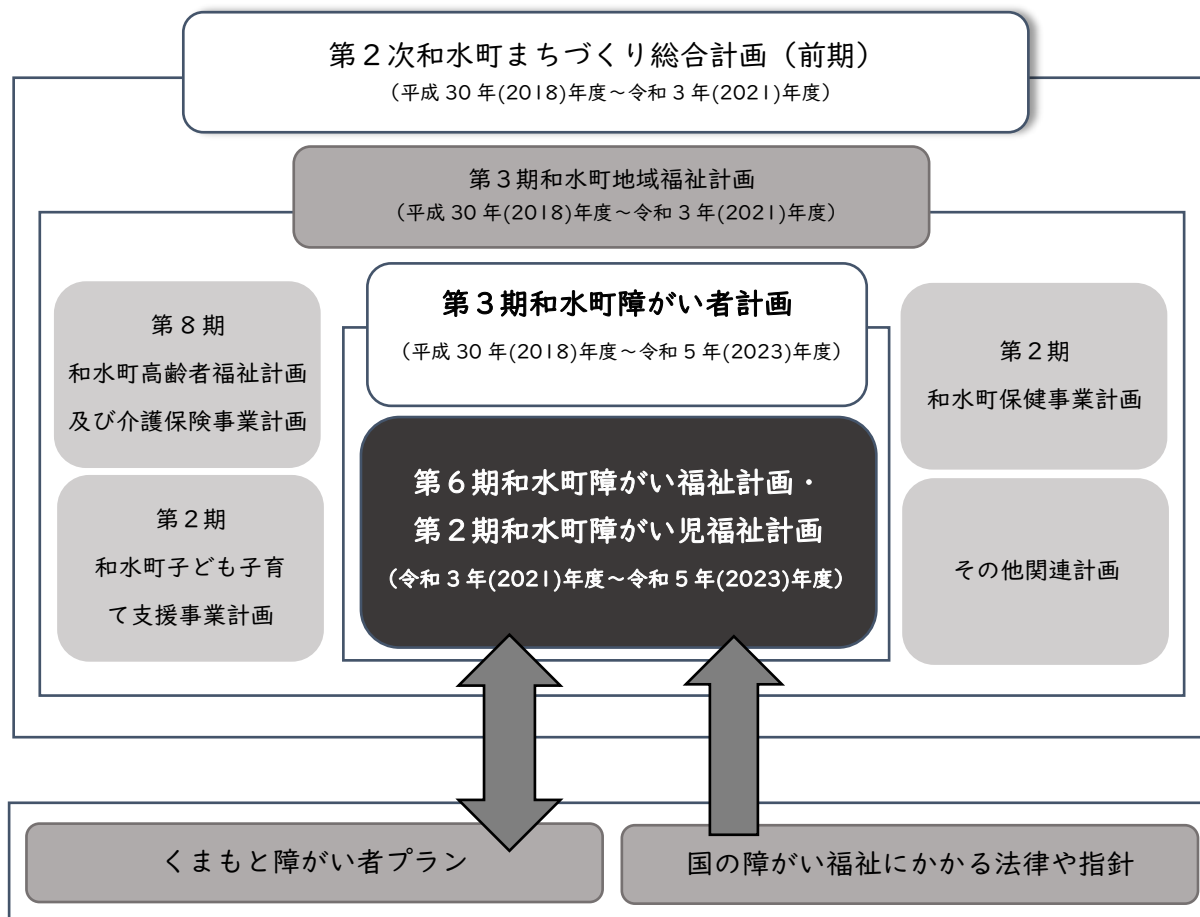
- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 他計画との関連

本計画は、国の障がい福祉にかかる法律や指針を踏まえて策定するとともに、熊本県の「くまもと障がい者プラン（熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」との整合性を図ります。

また、町の最上位計画である「第2次和水町まちづくり総合計画」や「第3期和水町地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

なお、「第3期和水町障がい者計画」は、本町における障がい者施策全般に関する基本的な計画であり、本計画と一体となって、本町の障がい者福祉施策を推進するものです。



6 第3期和水町障がい者計画の基本理念

「第3期和水町障がい者計画」では、「互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、すべての町民が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生活をし、お互いに理解しあい、ともに暮らす共生社会の実現を目指し、本町の障がい福祉施策を進めています。

本計画は「第3期和水町障がい者計画」の期間内であることから、本計画においても「第3期和水町障がい者計画」の基本理念を反映させ、施策を推進します。

7 計画策定の方法

(1) 障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、本町における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

また、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会（以下、「共生支援協議会」とする。）における事業実施、和水町内の障がい福祉関係者へのアンケート調査・意見交換等の実施等により、有明圏域におけるニーズの動向を把握しました。

(2) 計画の進捗評価

前回計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、サービス等見込量の設定と確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(3) 計画策定委員会の設置

本計画が、障がい者や関係者等の意見を反映した計画となるよう、「和水町障がい福祉計画及び和水町障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

(4) パブリックコメントの実施

令和2年12月23日から令和3年1月22日にかけて、本計画の策定内容に関して広く町民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障がい者数の現状

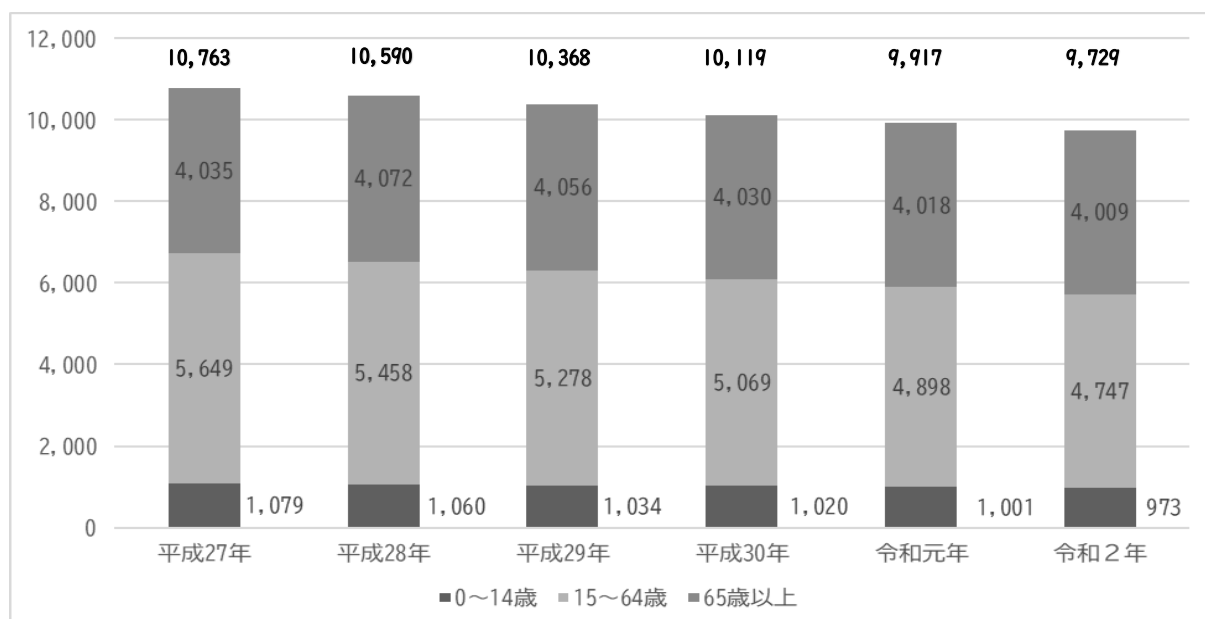
1 和水町の人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年で9,729人となっています。年齢3区分別でみると65歳以上人口の割合は年々上昇し、令和2（2020）年で41.2%となっています。

また、一世帯あたりの人員数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

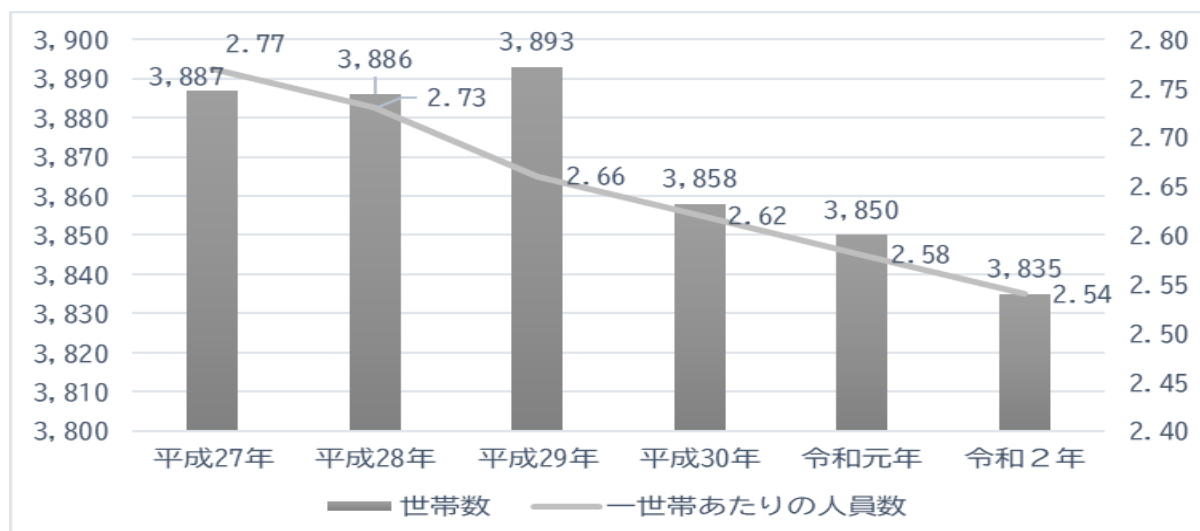
■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計

（人）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 和水町の障がい者数

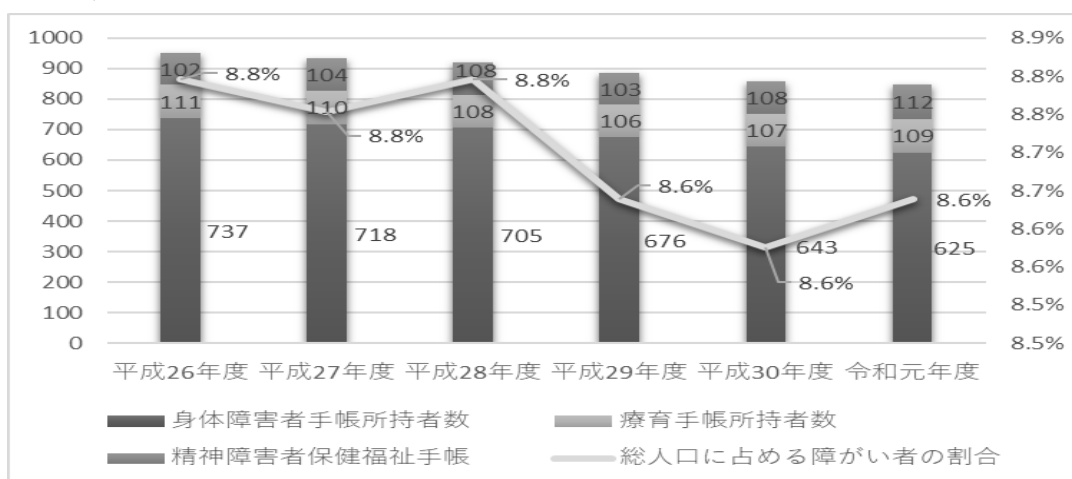
(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の推移は全体的に減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はほぼ横ばいの状態です。

また、総人口に占める障がい者の割合は町内のおよそ11人に1人が手帳を所持している状況です。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ※複数の障害者手帳を所持している人がいる為、合計は延べ人数。

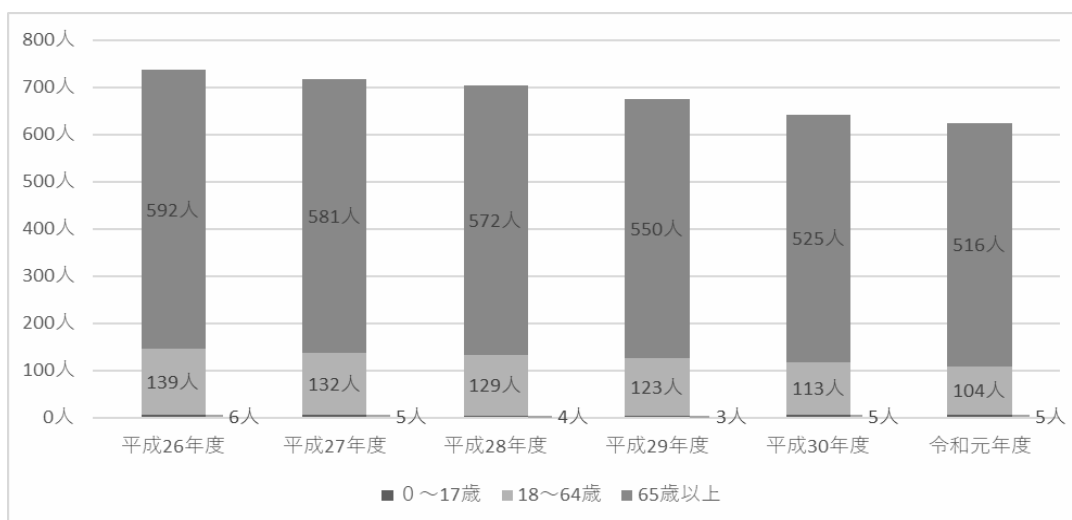


資料：障がい福祉係（各年度末現在）

② 身体障害者手帳

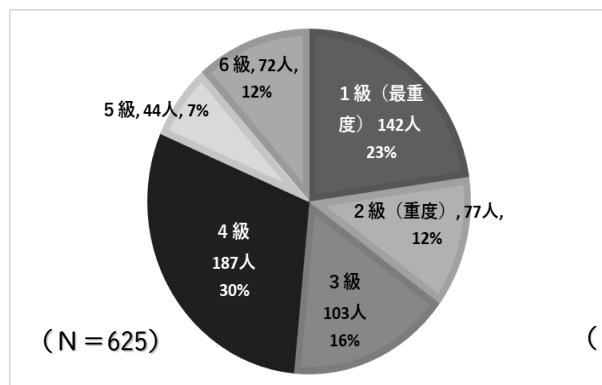
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、65歳以上が多くなっています。等級別にみると、4級と最重度である1級の占める割合が高くなっています。障がい種別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

■ 年齢区分別・身体障害者手帳所持者数の推移



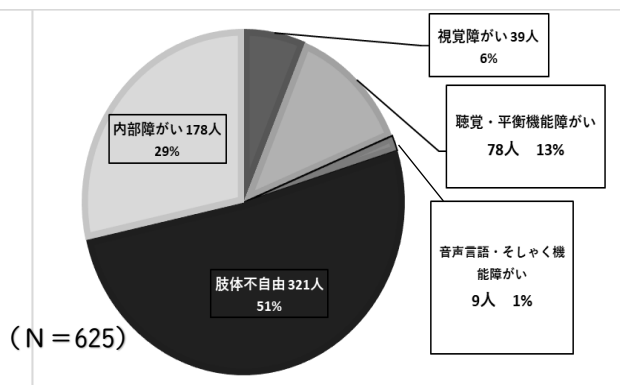
資料：障がい福祉係（各年度末現在）

■等級別・身体障害者手帳所持者数の割合



資料：障がい福祉係（令和元年度末現在）

■障がい種別・身体障がい者手帳所持者数の割合



資料：障がい福祉係（令和元年度末現在）

■等級別・身体障害者手帳所持者の推移

(人)

障害等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1 級（最重度）	155	147	155	147	144	142
2 級（重度）	97	97	88	83	81	77
3 級	125	121	110	111	103	103
4 級	227	219	224	209	201	187
5 級	54	53	48	47	43	44
6 級	79	81	80	79	71	72
合 計	737	718	705	676	643	625

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

■障がい別・身体障害者手帳所持者の推移

(人)

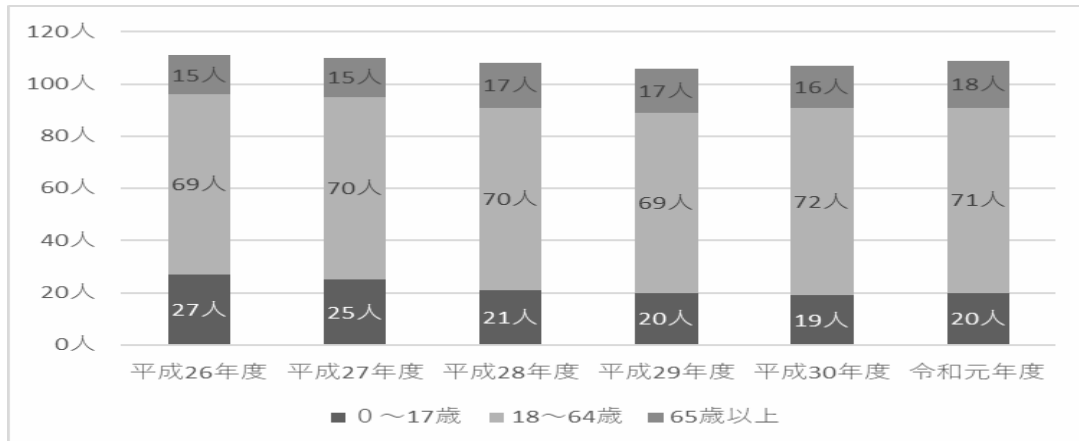
障害等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
視覚障がい	51	50	47	44	38	39
聴覚・平衡機能障がい	95	96	99	92	84	78
音声言語・そしゃく機能障がい	9	9	10	9	9	9
肢体不自由	393	381	347	344	328	321
内部障がい	189	182	202	187	184	178
合 計	737	718	705	676	643	625

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

③ 療育手帳（知的障害者福祉手帳）

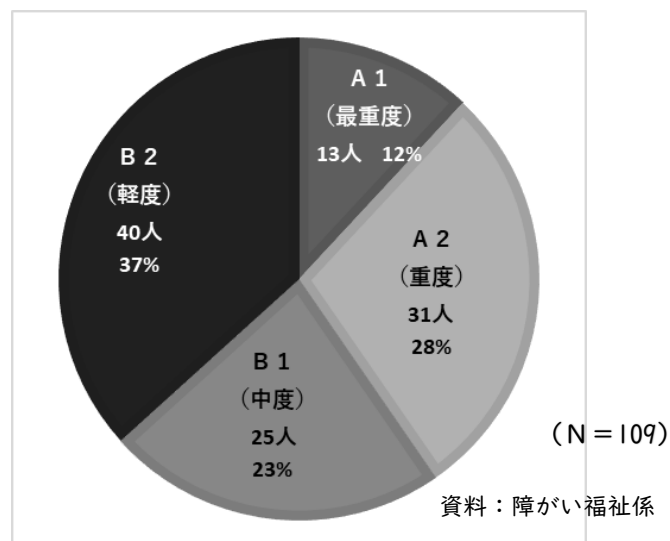
療育手帳所持者数はほぼ横ばい状態となっています。年齢区分別にみると、18～64歳が多くなっています。判定別にみると、重度以上（A1・A2）の占める割合が4割となっています。

■年齢区分別・療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉係

■判定別・療育手帳所持者数の割合



資料：障がい福祉係（令和現年度末現在）

■判定別・療育手帳所持者の推移

(人)

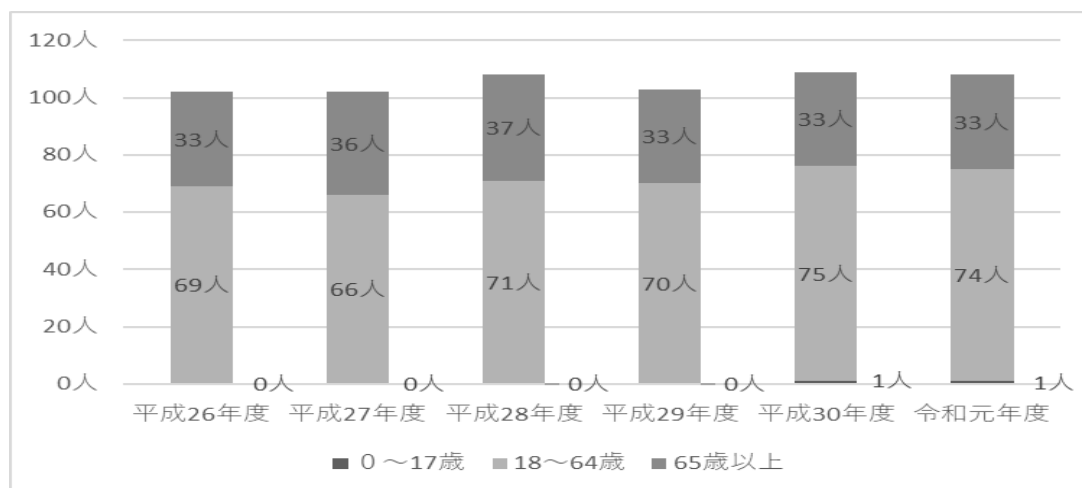
障害等級	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A1（最重度）	15	13	14	14	13	13
A2（重度）	32	30	32	30	30	31
B1（中度）	27	29	26	25	26	25
B2（軽度）	37	38	36	37	38	40
合 計	111	110	108	106	107	109

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

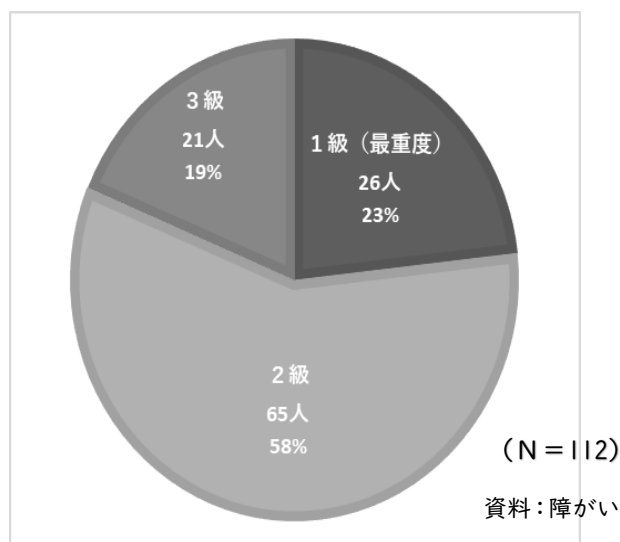
精神障害者保健福祉手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。年齢区分別にみると、18～64 歳が多くなっています。等級別にみると、2 級の占める割合が高くなっています。

■年齢区分別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉係

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



資料：障がい福祉係（令和現年度末現在）

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

障害等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1 級（最重度）	34	35	34	29	28	26
2 級	58	57	60	58	64	65
3 級	10	10	14	16	16	21
合 計	102	102	108	103	108	112

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

- ・更生医療受給者は年度によって数値が増減しています。
- ・育成医療は、平成 29 年度は利用がありませんでしたが、ほぼ横ばいとなっています。
- ・精神通院受給者は、平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、現在は微減に転じています。

■ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者証交付者数の推移 (人)

障害等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
更生医療	41	61	52	60	55	48
育成医療	3	3	2	0	2	3
精神通院	156	163	170	169	167	166
合 計	200	227	224	229	224	217

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

② 重度心身障害者医療費助成対象者

- ・障がい者にかかる福祉医療費助成制度として重度心身障害者医療費助成があります。重度以上の障害者手帳所持者が対象となることから、手帳所持者の減少に比例して減少傾向にあります。

※重度心身障害者医療費助成の対象者

身体障害者手帳Ⅰ～Ⅱ級、療育手帳ＡⅠ～ＡⅡ、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の交付を受けている人

■ 重度心身障害者医療費助成対象数の推移 (人)

障害等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
重度心身障害者医療費助成	363	344	337	315	309	299

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

③ 難病等患者

- ・指定難病認定者数は、指定難病検討委員会で疾病の検討が検討され続けており、現在対象疾病は 333 疾病となっています。和水町の現状としては、減少傾向にあります。
- ・小児慢性特定疾病対象疾患は、現在 16 疾患群 762 疾病（包括的病名を除く）が対象になっています。また、件数については有明圏域全体での件数になります。

■ 難病等患者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
指定難病認定者	-	-	118 人	99 人	100 人	92 人
小児慢性特定疾病認定者数	-	-	123 件	123 件	134 件	133 件

資料：有明保健所（各年度末現在）

(3) 障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数の状況です。
障がい者(18歳以上)は横ばい、障がい児(18歳未満)は増加傾向となっています。

■年齢別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

年齢区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
障がい者(18歳以上)	96	105	105	105	105	106
障がい児(18歳未満)	28	32	36	36	42	41

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

■障害支援区分別・障害福祉サービス利用決定者数の推移 (人)

平成29年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害 支援区分	区分なし	3	13	16	0	32
	区分1	0	2	0	0	2
	区分2	1	4	2	0	7
	区分3	3	8	2	0	13
	区分4	5	14	0	0	19
	区分5	5	10	1	0	16
	区分6	7	9	0	0	16
総数		24	60	21	0	105

平成30年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害 支援区分	区分なし	3	14	15	0	32
	区分1	0	3	0	0	3
	区分2	2	6	2	0	10
	区分3	4	7	1	0	12
	区分4	3	11	0	0	14
	区分5	5	10	2	0	17
	区分6	7	10	0	0	17
総数		24	61	20	0	105

令和元年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害 支援区分	区分なし	1	18	15	0	34
	区分1	0	3	0	0	3
	区分2	2	4	3	0	9
	区分3	5	9	2	0	16
	区分4	2	10	0	0	12
	区分5	5	9	2	0	16
	区分6	7	9	0	0	16
総数		22	62	22	0	106

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

※障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分で、支援の必要度が最も高いことを示すのが区分6。

※「区分なし」は就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみの利用者。居宅介護・生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定するが、就労移行支援・就労継続支援等の「訓練等給付」はこの区分がなくても利用できる。

※障がい児は含んでいない。児童福祉法に基づく障害児通所給付は、区分がなくても利用でき、心身の状況等について調査を行い利用を決定する。

(4)療育・保育・教育の状況からみた動向

① 障がい児保育

障がい児保育は、令和元（2019）年度では4箇所を実施しています。

利用者数は、年度ごとに増減がみられ、令和元（2019）年度には10人となっています。

障がい別でみると、発達障がい児の利用が高くなっています。

■障がい児保育の実施箇所数、利用者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所数	4	4	4	4	4	4
利用者数	11	12	10	7	12	10
視覚障がい児	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい児	0	0	0	0	0	0
肢体不自由児	2	2	2	2	1	0
知的障がい児	2	2	1	1	0	1
発達障がい児	7	8	7	4	11	9

資料：和水町子ども家庭係（各年度末現在）

② 特別支援学級

特別支援学級数は、令和元（2019）年度では小学校で3校6学級、中学校で2校4学級となっています。

児童・生徒数の推移をみると、年度ごとに増減がみられ、令和元（2019）年度では小学校で24人、中学校で11人となっています。

■特別支援学級数、児童・生徒数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校						
学校数	4	4	4	4	3	3
特別支援学級数	6	5	5	5	4	6
児童数	17	15	17	16	18	24
6年	2	2	3	5	3	3
5年	3	3	5	3	2	5
4年	3	5	3	2	3	8
3年	4	3	2	2	8	2
2年	3	2	1	3	1	1
1年	2	0	3	1	1	3
中学校						
学校数	2	2	2	2	2	2
特別支援学級数	4	3	4	4	4	4
生徒数	6	5	7	8	10	11
3年	3	1	2	2	2	3
2年	1	2	2	3	3	5
1年	2	2	3	3	5	3

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■特別支援学級のクラス数・在籍者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学校						
特別支援学級数	6 クラス	5 クラス	5 クラス	5 クラス	4 クラス	6 クラス
知的クラス	7 人	5 人	7 人	5 人	4 人	7 人
自閉・情緒クラス	10 人	10 人	10 人	11 人	13 人	16 人
難聴クラス	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
肢体不自由クラス	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
中学校						
特別支援学級数	4 クラス	3 クラス	4 クラス	4 クラス	4 クラス	4 クラス
知的クラス	3 人	3 人	2 人	3 人	5 人	8 人
自閉・情緒クラス	3 人	2 人	5 人	5 人	5 人	3 人
難聴クラス	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
肢体不自由クラス	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

③ 特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒数は、年度ごとに増減しています。令和元（2019）年度では 2 人となっています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
在学者数	0	0	0	0	1	2
小学部	0	0	0	0	1	2
中学部	0	0	0	0	0	0

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

④ 福祉手当

障害児福祉手当の受給者は 20 歳になられた等の理由により減少していますが、特別児童扶養手当は毎年度増加しており、平成 26 年度と令和元年度の受給者を比較すると 2 倍以上になっています。

■障害児福祉手当・特別児童扶養手当の推移

（人）

福祉手当	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障害児福祉手当	4	3	3	3	1	1
特別児童扶養手当	19	23	26	33	38	39
1 級	6	5	5	5	4	4
2 級	13	18	21	28	34	35

資料：和水町障がい福祉係（各年度末現在）

※障害児福祉手当とは、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の政令で定める程度以上の重度障害者に対する手当。

※特別児童扶養手当とは、20 歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。 障害の状況に応じて 1 級または 2 級として認定される。

第3章 前回計画の進捗状況

Ⅰ 『第5期和水町障がい福祉計画』の進捗状況

(Ⅰ)成果目標の進捗状況

『第5期和水町障がい福祉計画』で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標】

令和2（2020）年度末までに、施設入所者数は平成28（2016）年度末時点から1人減少させ（25人）、地域生活移行者数は平成28（2016）年度末の3%（3人）が施設からグループホーム等に地域移行する。

【進捗状況】

令和2（2020）年11月末時点では、施設入所者の減少については目標を達成していますが、地域生活移行者数については達成できていません。本町の施設入所者は、障害支援区分が5または6の人が8割弱、50歳以上の人が約9割、知的障がい者が約半数を占めており、地域生活移行の促進に向けては課題が多い状況です。また、介護者の高齢化等の様々な事情により新たに施設入所する方もあり、施設入所のニーズも一定数あります。

■福祉施設から地域生活への移行状況

(人)

目標		実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数(年度末)	25	22	23	25
地域生活移行者数 (年間)	3	0	0	0

■施設入所者数の動向

(人)

		実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数（年度当初）		25	22	23
施設退所者数	地域移行	0	0	0
	その他事由	4	0	0
施設入所決定者数		1	1	2
施設入所者数（年度末）		22	23	25

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

令和 2（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、有明圏域 2 市 4 町で検討する。

【進捗状況】

有明圏域では、「有明地域精神保健福祉連絡会」と「地域移行支援に関するプロジェクトチーム」において、保健・医療・福祉関係者による協議を行っています。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	実績値		実績見込み
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	設置済	設置済	設置済

③ 地域生活支援拠点等の整備

【目標】

令和 2（2020）年度末までに、地域生活支援拠点等を有明圏域 2 市 4 町で面的整備の方針で検討する。

【進捗状況】

地域生活支援拠点等の整備は、障がい者が地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。

社会資源数が限られている中、有明圏域では各市町単独ではなく 2 市 4 町（荒尾市、玉名市、長洲町、玉東町、南関町、和水町）共同で面的な体制の整備を行い、令和 2（2020）年 4 月に整備宣言を行いました。

■地域生活支援拠点の設置状況

目標	実績値		実績見込み
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域生活支援拠点等を有明圏域に 1 箇所設置	協議・検討	協議・検討	設置済

④ 福祉施設から一般就労への移行状況

【目標】

- ・福祉施設から一般就労へ移行させる人数：令和 2（2020）年度 1 人（平成 28（2016）年度実績 0 人から増）
- ・就労移行支援事業の利用人数：令和 2（2020）年度末 2 人（平成 28（2016）年度末実績 1 人の 2 割増）
- ・就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率：0 %（就労定着支援事業利用者がいないため）

【進捗状況】

一般就労者数は、平成 30 年度に就労継続支援（A）から 2 人、令和元年度に就労継続支援（B）から 1 人が一般就労へ移行しましたが、今年度はコロナ禍の影響もあり、一般就労への移行が難しく、目標値を達成できない見通しです。

就労移行支援事業利用者数は、平成 29（2017）年 9 月利用を最後に利用実績がありませんでした。

就労移行支援事業所は町内に事業所が無い場合、支援率の目標設定はありません。

職場定着率は就労定着支援事業の利用がありませんでした。

■福祉施設から一般就労への移行状況

目標		実績値		実績見込み
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般就労移行者数(年間)	1 人	2	1	0
就労移行支援事業利用者数(年間)	2 人	0	0	0
就労移行支援率 3 割以上の就労移行支援事業所数	-	-	-	-
職場定着率	0 %	0 %	0 %	0 %

(2)サービスの利用状況

① 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づき実施する障害福祉サービスの実績です。

ア 訪問系サービス

- ・全体的に計画値を下回る実績で推移しています。
- ・居宅介護は、当事者や家族の高齢化に伴い、増加傾向にあります。
- ・同行援護は、利用の周知が進み微増傾向にあります。ただし、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがあり、減少に転じています。
- ・重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

■訪問系サービスの利用状況

（月あたり）

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
居宅介護	人	16	11	68.8	18	15	83.3	20	14	70.0
	時間	192	153	79.7	216	196	90.7	240	189	75.4
重度訪問介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	人	3	2	66.7	4	3	75.0	5	2	20.0
	時間	15	15	100	20	18	90.0	25	11	48.0
行動援護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
重度障害者等 包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-

イ 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）と就労継続支援（A型）は計画値を大きく下回っていますが、それ以外は全体的に概ね計画値どおりか計画値を上回る実績で推移しています。特に、就労継続支援（B型）、福祉型短期入所が増加しています。

就労定着支援の利用はありませんでした。

■日中活動系サービスの利用状況

（月あたり）

サービス	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
生活介護	人	56	47	83.9	63	45	71.4	70	43	61.4
	人日	1,120	861	76.9	1,260	829	65.8	1,400	817	58.4
自立訓練 （機能訓練）	人	0	1	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	5	-	0	0	-	0	0	-
自立訓練 （生活訓練）	人	2	2	100	2	1	50.0	2	0	0.0
	人日	40	31	77.5	40	16	40.0	40	0	0.0
就労移行支援	人	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
	人日	40	0	0.0	40	0	0.0	40	0	0.0
就労継続支援 （A型）	人	23	18	78.3	26	15	57.7	30	17	56.7
	人日	460	323	70.2	520	289	55.6	600	316	52.7
就労継続支援 （B型）	人	25	20	80.0	32	21	65.6	40	24	60.0
	人日	500	358	71.6	640	373	58.3	800	419	52.4
就労定着支援	人	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
療養介護	人	2	2	2	2	2	2	2	2	2
福祉型 短期入所	人	8	6	75.0	9	6	66.7	10	4	40.0
	人日	32	30	93.8	36	30	83.3	40	30	75.0
医療型 短期入所	人	0	1	-	0	0	-	0	1	-
	人日	0	1	-	0	0	-	0	6	-

ウ 居住系サービス

概ね計画値どおりの実績で推移しています。共同生活援助の利用は増加傾向にあります。自立生活援助の利用はありませんでした。

■居住系サービスの利用状況

(月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
共同生活援助	人	22	22	100	23	22	95.7	24	25	104.1
施設入所支援	人	26	26	100	26	23	88.5	25	25	100.0
自立生活援助	人	0	0	-	0	0	-	1	0	0.0

エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、平成 30（2018）年度報酬改定におけるモニタリング実施標準期間の見直し等の影響により、平成 30（2018）年度以降は計画値を大幅に上回る実績で推移しています。

地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

■計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況

(月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
計画相談支援	人	16	16	100	17	16	94.1	18	19	105.6
地域移行支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域定着支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-

② 地域生活支援事業

障害者総合支援法において地域の実情に応じて実施することとされている各事業の実績です。各事業の目的や内容は、国が地域生活支援事業実施要綱において定めています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいに関する地域住民の理解を深めるため、町の広報紙やホームページに定期的に啓発記事を掲載する他、健康福祉課や住民課窓口にヘルプカード※の設置をするなど、障がい者への理解促進に努めています。

※ヘルプカードとは、内部障がいや発達障がい・難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのもの。

■理解促進研修・啓発事業の実施状況

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

本町においては、「和水町身体障がい者福祉協議会」や「和水町精神障がい者家族会」といった障がい者当事者団体等が地域において自発的に行う事業に対し、支援を行っています。

■自発的活動支援事業の実施状況

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

ウ 相談支援事業

本町では、「障害者相談支援事業」について、有明圏域において4つの相談支援事業所に委託し、実施しています。うち、1事業所は生活圏から離れている為、毎年度、利用実績が無く、3事業所で推移しています。

■相談支援の設置・実施状況

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置状況	検討	検討	検討	検討	検討	検討

エ 成年後見制度利用支援事業

利用実績はありませんでした。

■成年後見制度利用支援事業の利用状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
成年後見制度 利用支援事業	実利用 者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-

オ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は、利用者が限られており、毎年度、横ばいで推移しています。

■意思疎通支援事業の利用状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
手話通訳者 派遣事業	実利用 者数	4	2	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0
要約筆記者 派遣事業	実利用 者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-

カ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、1市3町（玉名市、玉東町、南関町、和水町）で共同実施しています。今年度、1名の研修修了を見込んでいます。

■意思疎通支援事業の利用状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
手話奉仕員 養成研修事業	実講習 修了者数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0

キ 移動支援事業

実利用者数、延べ利用時間ともに計画値を下回っていますが、例年、増加傾向にあります。ただし、令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症感染防止策として利用を休止した期間があり、減少に転じています。

■移動支援事業の利用状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
移動支援事業	契約事 業所数	-	3	-	-	3	-	-	3	-
	実利用 者数	3	3	100.0	4	3	75.0	5	2	40.0
	延利用 時間	540	336.5	62.3	720	372	51.7	900	324	36.0

ク 日常生活用具給付等事業

概ね計画どおりの実績で推移しています。

■日常生活用具給付等事業の利用状況

(年あたり)

種目	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
介護・訓練支援用具	件	1	0	0.0	1	2	200.0	1	1	100.0
自立生活支援用具	件	6	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0
在宅療養等支援用具	件	3	0	0.0	1	2	200.0	1	0	0.0
情報・意思疎通支援用具	件	5	1	20.0	4	4	100.0	3	1	33.3
排泄管理支援用具	件	360	321	89.2	360	309	85.8	360	362	100.6
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0

ケ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、有明圏域に3箇所あります。実利用者数は計画値を下回る実績で推移しています。令和2(2020)年4月・5月は、新型コロナウイルス感染症感染防止策として閉鎖した期間がありました。

■地域活動支援センターの状況

(年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
地域活動支援センター(Ⅰ型)	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	登録者数	14	15	107.1	15	11	73.3	16	13	81.3
地域活動支援センター(Ⅱ型)	箇所数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	延利用者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域活動支援センター(Ⅲ型)	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	延利用者数	24	82	341.7	24	191	795.8	24	36	150.0

コ 日中一時支援事業

日中一時支援事業の契約事業所数は横ばいですが、登録者数は減少傾向にあります。

■日中一時支援事業の状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
日中一時支援事業	契約事業所数	-	4	-	-	4	-	-	4	-
	登録者数	25	16	64.0	26	15	57.7	27	13	48.1

サ 福祉ホーム運営事業

福祉ホーム事業の利用は横ばいの状況です。

■福祉ホーム運営事業の状況 (年あたり)

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
福祉ホーム運営事業	契約事業所数	-	1	-	-	1	-	-	1	-
	利用者数	-	1	-	-	1	-	-	1	-

シ 巡回支援専門員整備

有明地域療育センターに事業委託を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めています。

■巡回支援専門員整備の状況 (年あたり)

目標		実績値		実績見込み
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
巡回支援専門員整備	有明圏域での整備状況	有	有	有

2 『第Ⅰ期和水町障がい児福祉計画』の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

『第Ⅰ期和水町障がい児福祉計画』で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置

【目標】

令和2（2020）年度末までに、有明圏域において、児童発達支援センターの設置に努める。

【進捗状況】

児童発達支援センターは、児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を有し、地域において中核的な役割を担う療育支援施設です。

国の指針では、令和2（2020）年度末までに各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

令和2年までで、町内にある障害児通所支援事業所で、児童発達支援センターの設置基準を満たす事業所はありません。

令和2年度、有明圏域の状況としては、1箇所設置している状況です。（玉名市1）

■児童発達支援センターの設状況

目標		実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センターの設置	圏域に1箇所	1	1	1

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【目標】

令和2（2020）年度末までに、本町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努める。

【進捗状況】

令和元年度末までは、町内に保育所等訪問支援事業所があり、体制の確保ができていましたが、令和2年度から事業所が休止しています。有明圏域の状況としては、1箇所設置している状況です。（玉名市1）

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築状況

目標	単位	実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本町での体制の有無	有	有	有 ※有明圏域

ウ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【目標】

- ・令和 2（2020）年度末までに、有明圏域において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を 1 箇所確保する。
- ・令和 2（2020）年度末までに、有明圏域において、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を 1 箇所確保する。

【進捗状況】

- ・令和 2 年度、有明圏域において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、1 箇所確保している状況です。（玉名市 1）
- ・令和 2 年度、有明圏域において、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を 2 箇所確保している状況です。（玉名市 2）

■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保状況

目標	単位	実績値		実績見込み
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	有明圏域での確保箇所数	1	1	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有明圏域での確保箇所数	1	1	2

エ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

【目標】

平成 30（2018）年度末までに、有明圏域において、医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

【進捗状況】

有明圏域では、共生支援協議会の『重度心身障がい児・者支援プロジェクトチーム』において、重度心身障がい児や医療的ケア児への支援についての協議を行っています。

協議の場には、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図ることが望ましいとされていますが、現在の構成メンバーは、相談支援事業所（6 事業所）、障害児通所支援事業所（1 事業所）、行政担当者（障害福祉担当）と、障害福祉の関係機関のみとなっています。

■医療的ケア児支援のための協議の場の設置状況

目標	単位	実績値		実績見込み
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有明圏域での設置状況	有	有	有

(2)サービスの利用状況

障がい児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援、障害児相談支援で減少傾向となっていますが、放課後等デイサービスでは増加傾向となっています。保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

■日中活動系サービスの利用状況

(月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績見込	比率 (%)
児童発達支援	人	10	10	100	12	8	66.7	14	5	35.7
	人日	50	66	132.0	60	40	66.7	70	39	55.7
医療型 児童発達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等 デイサービス	人	32	31	96.9	34	32	94.1	36	30	83.3
	人日	256	232	90.6	272	269	98.9	288	273	94.8
保育所等 訪問支援	人	2	1	50.0	3	1	33.3	4	0	0.0
	人日	4	1	25.0	6	1	16.7	8	0	0.0
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障がい児 相談支援	人	8	9	112.5	9	9	100	10	9	90.0
医療的ケア児 コーディネーター 配置	人日	0	0	-	0	0	-	1	0	0.0

第4章 第6期障がい福祉計画

1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要

令和2（2020）年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）を踏まえ、障害福祉計画を策定する必要があります。

■基本指針見直しの主なポイント

地域における生活の維持及び継続の推進
・ 地域生活支援拠点等の機能の充実 ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等を成果目標に追加 ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症にかかる取り組み事項を盛り込む
相談支援体制の充実・強化等
・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを着実に進める成果目標を設定
障がい福祉人材の確保
・ 安定的な障害福祉サービス等の提供、様々な障がい福祉に関する事業を実施するための人材確保
福祉施設から一般就労への移行等
・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備
障害者の社会参加を支える取組
・ 「障害者文化芸術活動推進法」を踏まえた障がい者の文化芸術の享受鑑賞、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保 ・ 視覚障がい者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進
「地域共生社会」の実現に向けた取組
・ 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制
障害福祉サービス等の質の向上
・ サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供ができているかの情報収集

■設定する成果目標（計画期間が終了する令和5（2023）年度末の目標）

- （1）福祉施設入所者の地域生活への移行
- （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- （4）福祉施設から一般就労への移行等
- （5）相談支援体制の充実・強化等
- （6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

2 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 5（2023）年度を目標年度として設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和 5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和 5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

本町の令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は 23 人です。障がいの程度が重度で高齢の方が多く等の本町の施設入所者の実情を勘案し、令和 5（2023）年度末の施設入所者数を 22 人、令和 5（2023）年度末までの地域生活移行者を 2 人とすることを目標とします。

目標達成にあたっては、障がい者が自ら望む場所で自立した生活を送ることができるよう、障がい者の意思を尊重した相談支援、訪問系サービスや日中活動系のサービス、グループホーム等の居住の場の充実を図るとともに、地域住民が障がいに対する理解を深めることができるよう継続的な啓発を行います。

項目	数値	備 考
令和元(2019)年度末時点における入所者数 (A)	23 人	障害支援区分ごと人数
		区分 6 10 人
		区分 5 8 人
		区分 4 3 人
		区分 3 1 人
		区分 2 1 人
		年代ごと人数
		80 歳代 1 人
		70 歳代 6 人
		60 歳代 9 人
		50 歳代 6 人
		40 歳代 2 人
		障害種別ごと人数
		身体 9 人
		知的 13 人
		精神 1 人
令和 5 (2023) 年度末時点における入所者数 (B)	22 人	新規入所者数：3 人※ 施設退所者数：4 人 地域移行者数：2 人
【目標値】削減見込 (A) - (B)	1 人 (4. 3 %)	差引減少見込数 (削減率)国の目標値：1. 6 %以上
【目標値】令和 3 年度から令和 5 年度末までの地域生活移行者数	2 人 (8. 7 %)	グループホーム等への移行者数 (移行率)国の目標値：6 %以上

※令和 2 年度の新規入所者 2 人【60 歳代（支援区分 5）、50 歳代：（支援区分 4）】

入所待機者 1 人【60 歳代（支援区分 4）】

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）
- ・令和 5（2023）年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳以上及び未満）の設定。（目標設定都道府県）
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。

また、本町の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標（45 頁参照）を設定します。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

- ・地域生活支援拠点等について、令和 5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

有明圏域では、拠点等の 5 つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を複数の機関が分担して担う「面的整備型」を令和 2（2020）年度から整備しています。

今後も共生支援協議会の場の中で、運用状況の検証や課題の検討を行います。

項目	目標 令和 5 年度末	備 考
地域生活支援拠点等の整備	整備・充実	①相談支援：9 事業所 ②緊急時の受入・対応：15 事業所 ③体験の機会・場：53 事業所 ④専門的な人材の確保：17 事業所 ⑤地域の体制づくり：6 事業所 (令和 2 年 10 月時点)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年 1 回	共生協議会の全体会議にて検証・検討を実施

(4)福祉施設からの一般就労への移行等

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、それぞれ令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める）。
- ・令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

国の指針に基づき数値を算出しました。目標達成のための方策として、共生協議会の就労部会において、各支援事業所等と情報共有に努めるとともに、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、企業等が障がい者雇用についての理解を深められるよう働きかけを行い、就労・実習の場の確保につなげます。

項目	実績値	目標値	備 考
	令和元年度末	令和5年度末	
一般就労への移行者数	1人	3人 (3.0倍)	福祉サービス利用者の一般就労移行者数 (移行率)国の目標値：1.27倍以上
就労移行支援事業	0人	1人 (-倍)	移行支援利用者の一般就労移行者数 (移行率)国の目標値：1.30倍以上
就労継続支援A型	0人	1人 (-倍)	就労継続A型利用者の一般就労移行者数 (移行率)国の目標値：1.26倍以上
就労継続支援B型	1人	1人 (1.0倍)	就労継続B型利用者の一般就労移行者数 (移行率)国の目標値：1.23倍以上
就労定着支援事業利用者数	0人 (0.0%)	1人 (100%)	(利用率)国の目標値：70%以上
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所数	0箇所 (0.0%)	0箇所 (0.0%)	町内に就労定着支援事業所 無（予定無） (利用率)国の目標値：70%以上

※当該目標にかかる「福祉施設」の範囲：就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

※「一般就労」の定義：企業等に就職すること(就労継続支援A型の利用者を除く)及び在宅就労すること。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

有明圏域では「障害者相談支援事業」を委託している4つの相談支援事業所が地域の総合的・専門的な相談支援を担っており、地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについては、助言・同行訪問等を行い、定期的な研修や事例検討会の開催により相談員の資質向上に取り組んでいます。

ただし、障がい者の地域移行の推進等に対して、今後中核的な役割を担う機関が必要であることから、令和5年度（2023年度）末までの基幹相談支援センターの設置を目指し、積極的に有明圏域で協議を進めていきます。

さらに、計画相談支援事業所、一般相談支援事業所、基幹相談支援センターそれぞれの役割を明確化し、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する重層的な相談支援体制の充実を目指すとともに、潜在的な要支援者を発見して適切な支援につなげるよう取り組みます。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化の活動指標（46頁参照）を設定します。

項目	目標 令和5年度末	備考
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置・充実	有明圏域障害者相談支援事業を位置づけているが、基幹相談支援センター設置について努める。
総合的・専門的な相談支援の実施	実施・充実	現在、委託相談支援事業所を中心に実施しているが、基幹相談支援センターの設置に併せ充実させる。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

【国の指針】

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

県と連携しながら、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みにかかる体制を整備します。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築するための活動指標（46頁参照）を設定します。

3 指定障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

サービス	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人	11	15	14	15	16	17
	時間	153	196	181	192	203	215
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	2	2	1	2	3	3
	時間	15	17	12	15	19	24
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- ・居宅介護の利用実績は減少傾向にありますが、障害者の高齢化に伴い介護保険サービスとの併用事例は増加しています。相談支援事業所等と連携しながら、ニーズに応じた適切なサービスの利用につなげます。
- ・利用見込がないサービスについても、ニーズが生じた場合に備え、対応できる事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの内容

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人	47	45	43	43	43	43
	人日	861	829	817	810	803	796
自立訓練 （機能訓練）	人	1	0	0	1	1	1
	人日	5	0	0	5	5	5
自立訓練 （生活訓練）	人	2	1	0	1	1	1
	人日	31	16	0	15	15	15
就労移行支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	20	20	20
就労継続支援 （A型）	人	18	15	17	18	19	20
	人日	323	289	320	360	380	400
就労継続支援 （B型）	人	20	21	24	26	28	30
	人日	358	373	419	456	497	541
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
療養介護	人	2	2	2	2	2	2
福祉型 短期入所	人	6	6	4	4	4	4
	人日	30	30	30	31	32	33
医療型 短期入所	人	1	0	1	1	1	1
	人日	1	0	6	8	8	8

③ 見込量確保の方策

- ・生活介護は今後も利用が増加することが予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有しながら、安定的な支給量の確保に努めます。
- ・就労系サービスについては、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、商工会と連携しながら、身近な場所での就職先・実習先の確保に努めます。
- ・短期入所については、相談支援事業所と連携しながら利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。また、介護者の入院等の緊急時に備え、利用者が安心して過ごすことができる環境を自宅以外にも確保できるよう、定期的な短期入所の利用促進に取り組めます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けやすいサービスの利用に関しては、国の通知に従い柔軟な取扱いを可能とし、安定したサービス提供体制の確保と利用者の生活リズムの維持等に努めます。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの内容

サービス	内容
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	人	22	22	25	26	27	28
施設入所支援	人	22	23	25	24	23	22
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- ・ 地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ・ 施設入所支援については、地域移行を進める中でも依然としてニーズが高いことを踏まえ、入所の必要がある人が安心して生活できるようサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の内容

サービス	内容
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保、その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	16	16	19	19	19	19
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- ・ 相談支援支援の増加が見込まれる中、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との情報共有に努めます。また、共生支援協議会による相談支援専門員の人材育成を支援します。
- ・ 地域移行支援及び地域定着支援の利用実績はありませんが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら提供体制の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 理解促進研修・啓発事業の内容

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発活動等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ・町の広報紙やホームページ等を通じて定期的・継続的な啓発活動を行います。日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する町民意識の向上・定着を図ることができるよう地域社会へ働きかけます。
- ・小中学校における継続的な福祉学習により、障がいについて正しく認識し、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重しあえる心を育むことを目指します。

(2) 自発的活動支援事業

① 自発的活動支援事業の内容

サービス	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ・障がい者やその家族で構成される当事者団体が行う社会参加活動やボランティア団体が行う各種活動が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業

① 相談支援事業の内容

サービス	内容
障がい者相談支援事業	福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や支援等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的にを行います。
住宅入居等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置状況	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込量確保の方策

- ・有明圏域で4つの相談支援事業所に「障害者相談支援事業」を委託します。
- ・基幹相談支援センターの設置について、共生支援協議会などで定期的に協議を進めます。
また、令和5年度(2023年度)末までに基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制の構築を目指します。
- ・住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 成年後見制度利用支援事業の内容

サービス	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	0	1

③ 見込量確保の方策

- ・ 成年後見制度や事業内容の周知に努めることで制度の利用を促進し、和水町社会福祉協議会と連携し、障がい者の権利擁護に努めます。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核機関の体制整備を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 成年後見制度法人後見支援事業の内容

サービス	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	検討	検討	検討

③ 見込量確保の方策

- ・ 法人後見実施団体や市民後見人の養成等に必要な支援体制について検討します。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核機関の体制整備を行います。

(6)意思疎通支援事業

① 意思疎通支援事業の内容

サービス	内容
手話通訳者派遣事業	手話を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記者を必要とする聴覚障がい者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
手話通訳者設置事業	公共施設内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	2	2	2	2	3	3
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	1
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- ・災害時など緊急時に使える遠隔手話通訳を含め、事業を周知し、利用を促進します。
- ・委託料について、適正になるよう見直しを行い、手話通訳者等の確保に努め、サービス提供体制を維持します。
- ・手話通訳者設置事業については、町単独での実施が難しいことから手話通訳者派遣事業を利用することで設置にかえます。また、職員が手話奉仕員養成研修に参加するなどし、聴覚障がい者等が来庁された際のサービス向上に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

① 手話奉仕員養成研修事業の内容

サービス	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習終了者数	0	0	1	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- ・1市3町（玉名市、玉東町、南関町、和水町）共同で実施する研修事業を通し、人材育成を図ります。また、職員においても積極的に研修会に参加するよう努めます。

(8)日常生活用具給付等事業

① 日常生活用具給付等事業の内容

種類	内容
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マットの身体介護を支援する用具や障がい児の訓練用いす等のうち、障がい者及び介助者が容易に使用できるもので、実用性のある用具
自立生活 支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器、盲人用時計、その他の障がい者の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具
情報・意思 疎通支援用具	点字器、人工咽頭、その他の障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用できるもので、実用性のある用具
排せつ管理 支援用具	ストマ装具、その他の障がい者の排せつ管理を支援するもので、実用性のある用具
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅生活動作等を円滑にするための用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練等 支援用具	件	0	2	1	1	1	1
自立生活 支援用具	件	0	1	1	1	1	1
在宅療養等 支援用具	件	0	2	0	1	1	1
情報・意思疎通 支援用具	件	1	4	1	1	1	1
排せつ管理 支援用具	件	321	309	362	374	386	398
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- ・ サービス内容の周知を図り、障がいの特性に応じた適切な給付につなげます。
- ・ 支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について定期的に見直しを行います。

(9)移動支援事業

① 移動支援事業の内容

サービス	内容
移動支援事業	屋外での移動に伴う心身障がい者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	契約 事業所数	3	3	3	3	4	4
	実利用 者数	3	2	2	3	4	4
	延べ 利用時間	336.5	372	324	370	370	370

③ 見込量確保の方策

- ・相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

(10)地域活動支援センター事業

① 地域活動支援事業の内容

サービス	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	15	11	13	14	15	16
地域活動支援センターⅡ型	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	82	191	36	12	12	12

Ⅰ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、相談支援を行う施設

Ⅱ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、機能訓練や社会適応訓練、入浴等の支援を行う施設

Ⅲ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動を行う施設

③ 見込量確保の方策

- ・委託業者と連携し、安定したサービス提供体制を確保することで、創作的活動及び生産活動を通じた障がい者の社会参加を促進します。

(11)その他の事業

① その他の事業（任意事業）の内容

サービス	内容
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供します。
福祉ホーム運営事業	現に居住を求めている障がい者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させると共に、日常生活に必要な便宜を供与します。
巡回支援専門員整備	在宅の障がいのある児童、発達が気になる児童、障がいの疑い及びその保護者と家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談指導等を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	契約事業所数	4	4	4	5	6	7
	実利用者数	16	15	13	15	17	19
訪問入浴サービス事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討
福祉ホーム運営事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1	1	1
巡回支援専門員整備	有明圏域整備状況	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ・相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、介護者の負担軽減を図ります。また、契約事業所の拡大に努めます。
- ・訪問入浴に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。
- ・福祉ホーム運営事業については、引き続き居住者の日常生活に必要な便宜を供与するとともに、地域生活への移行についても勧めます。
- ・巡回支援専門員事業については、引き続き有明地域療育センターに事業委託を実施するとともに、母子保健事業と連携を図りながら、障がい児の早期発見・早期対応に努めます。

5 その他活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

【国の考え方】

- ・各市町村（又は圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる以下の項目について見込みを設定する。
- ・協議の場の1年間の開催回数の見込み
- ・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み

① 必要な量の見込（年間）

項目	単位	実績見込	見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
開催回数	回	6	6	6	6	
関係者ごとの参加者数		30	30	30	32	
	保健	4	4	4	4	
	医療(精神科)	4	4	4	4	
	医療(精神科以外)	0	0	0	2	
	福祉	19	18	18	18	
	介護	0	1	1	1	
	当事者及び家族	3	3	3	3	
目標設定及び評価の回数		回	1	1	1	
精神障がい者	地域移行支援	利用者実人数	0	1	1	1
	地域定着支援		0	1	1	1
	共同生活援助		3	4	4	4
	自立生活援助		0	0	0	0

② 見込量確保の方策

『有明地域精神保健福祉連絡会（※1）』と共生支援協議会の『地域移行支援に関するプロジェクトチーム（※2）』を保健・医療・福祉関係者による協議の場と位置付けます。

現在は、精神科以外の医療機関や介護関係者が参加できていませんが、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするためには、包括的な支援が必要なことから、医療機関や介護関係者との連携強化に努めます。

和水町としては、精神障がい者の地域移行に対して、係を超えて、全庁的な対応をするよう努めます。

※1 地域の精神保健と福祉の向上を図り、精神障がい者の自立助長を高めることを目的に有明保健所が中心となり、精神科病院、福祉関係者、当事者、行政等で構成する連絡会議を年に1回開催。

※2 平成28年度から共生支援協議会において、精神障がい者の地域移行の促進を目的に発足。構成メンバーは委託相談支援事業所（1事業所）、医療機関（精神科4病院）と行政（有明保健所、荒尾市、玉名市）。関係機関で定期的に地域移行に向けた事例検討、取組強化を行う。

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【国の考え方】

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。

① 必要な量の見込（年間）

項目	単位	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	回	5	12	12	12
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	7	7	7
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	26	26	26

② 見込量確保の方策

- ・令和2年度（2020年度）においては、コロナ禍の影響で、定例会や研修会の開催が計画通り、実施できていない状況です。次年度以降は、委託相談支援事業所が共生支援協議会の事業の中で相談支援体制の充実・強化に努めます。
- ・基幹相談支援センターの設置を目指し、有明圏域での協議をすすめます。

(3) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【国の考え方】

- ・障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修その他の研修への参加人数の見込みを設定する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

① 必要な量の見込（年間）

項目	単位	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用（研修の参加人数）	人	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）	回	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- ・障がい福祉担当者は、都道府県や共生支援協議会等が主催する研修会に積極的に参加し、研鑽に努めます。
- ・有明圏域の障がい福祉担当者間で相互に情報を共有し、連携に努めます。

第5章 第2期障がい児福祉計画

1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要

令和2（2020）年5月に国が示した「基本指針」を踏まえ、障害児福祉計画を策定する必要があります。

■基本指針見直しの主なポイント

発達障がい者等支援の一層の充実
・ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実 ・発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等の確保
障害児通所支援等の地域支援体制の整備
・児童発達支援センターの今後果たすべき役割の明記 ・自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性の明記
障がい福祉サービス等の質の向上
・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適性なサービス提供ができているかの情報収集

■設定する成果目標（計画期間が終了する令和5（2023）年度末の目標）

障がい児支援の提供体制の整備等

2 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の第2期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5（2023）年度を目標年度として設定します。

障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。（困難な場合には、都道府県が関与した上で圏域での確保であっても可）

【本町の成果目標の設定及び達成のための方策】

- ・障がい児及び保護者が必要な支援を受けることができる環境が身近にあることが重要であることから、町内での障がい児支援の提供体制の確保に努めます。
- ・児童発達支援センターは、有明圏域での提供体制の確保に努めるとともに、町内における児童発達支援センターの整備に努めます。
- ・保育所等訪問支援体制は、有明圏域での提供体制の確保に努めるとともに、町内における児童発達支援センターの整備に努めます。
- ・重症心身障がい児（※１）を支援する事業所の確保については、国の指針を踏まえ、対象児童数推移やニーズを確認しながら町内及び近隣市町の事業所と連携し、有明圏域での提供体制の整備に努めます。
- ・医療的ケア児（※２）支援の協議の場は、共生支援協議会の『重度心身障がい児・者支援プロジェクトチーム（※３）』を位置づけ、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、重度心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の構築に努めます。
- ・医療的ケア児に関するコーディネーターは、町内に設置します。

項目		目標 令和５年度末	備 考
児童発達支援センターの設置		圏域に１箇所	有明圏域 １箇所設置済（Ｒ２．１１月末現在）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		圏域に１箇所	有明圏域 提供中：１箇所（Ｒ２．１１月末現在） 休止中：２箇所（Ｒ２．１１月末現在）
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援	圏域に１箇所	有明圏域 提供中：１箇所（Ｒ２．１１月末現在）
	放課後等デイサービス	圏域に２箇所	有明圏域 提供中：２箇所（Ｒ２．１１月現在）
医療的ケア児（※２）支援の協議の場の設置		圏域で１箇所	有明圏域 協議の場 １箇所（Ｒ２．１１月現在）
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		町で１箇所	和水町 ０箇所（Ｒ２．１１月現在）

※１ 重症心身障がい児とは、重度の『肢体不自由』と重度の『知的障がい』とが重複した状態にある児童。

※２ 医療的ケア児とは、呼吸のために気管切開をして機器を装着していたり、食事のためのチューブを胃に通していたりなど、日常的に医療ケアを必要とする児童。

※３ 平成 27 年度から共生支援協議会において、医療ケアが必要な障がい児者が安心して地域で生活ができることを目的に発足。構成メンバーは相談支援事業所（６事業所）、障害児通所支援事業所（１事業所）、行政（玉名市・荒尾市）。関係機関で意見交換会等を行う。

3 障がい児支援の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

① 障害児通所支援等の内容

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等 訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児 相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人	10	8	5	11	13	15
	人日	66	40	39	77	91	105
医療型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人	31	32	30	35	41	48
	人日	232	269	270	320	379	449
保育所等 訪問支援	人	1	1	0	0	0	1
	人日	1	1	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	人	9	9	9	9	11	13
医療的ケア児 コーディネーターの配置	人	0	0	0	0	1	1

③ 見込量確保の方策

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、町内2事業所を中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- ・医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援については、近隣に実施事業所がなく利用実績もないため、令和5（2023）年度までは利用がないと見込みます。
- ・障害児相談支援については、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。

（2）発達障がい者等に対する支援

【国の考え方】

- ・ペアレントトレーニング（※1）やペアレントプログラム（※2）等の支援プログラム等への受講者数の見込みを設定する。
- ・ペアレントメンター（※3）養成研修等の修了人数の見込みを設定する。
- ・ピアサポートの活動に参加した人数の見込みを設定する。

① 必要な量の見込（年間）

項目	単位	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	0	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	0	1	2	3
ピアサポート活動への参加人数	人	12	30	34	38

- ※1 ペアレントトレーニングとは、発達障がいのある子どもの親を対象にしたもので、発達障がいの特性を踏まえた関わり方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標にしたもの。
- ※2 ペアレントプログラムとは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことが出来ない保護者などを対象に、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所等）が講師となり行うグループ・プログラム。
- ※3 発達障がい者の子育て経験のある親が、その育児経験を活かして、同じ発達障がいを持つ親に対して、相談や助言を行う。ペアレントメンター養成研修の受講終了が必要。

② 見込量確保の方策

- ・有明地域療育センターや熊本県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラムについて、周知を行い参加者の増加に努めます。
- ・ペアレントメンターについては、発達障がい者支援センターが開催するコーディネーター養成研修などに町の保健師、保育士が積極的に参加し、ペアレントメンターになるべき人を指導し、ペアレントメンターの確保に努めます。

(3) 子ども・子育て支援事業

① 子ども・子育て支援事業の内容

事業名	内容
子ども・子育て支援事業	障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

② 必要な量の見込（1月あたり）

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	12	10	7	8	8	8
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
※放課後児童健全育成事業	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- ・障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに職員の資質向上に努めます。
- ・放課後児童健全育成事業については、受け入れクラブの確保に努めるとともに、支援員の資質向上を図ります。

※近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行などの変化を踏まえ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、学校開校日及び長期休業期間等に適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的に実施。

第6章 成年後見制度の利用促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年法律第29号）において、町は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、町における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本町においては改定期にあたる障害福祉計画と高齢者福祉計画に盛り込むこととしました。障害福祉計画で、本章を本町における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、障害福祉計画と一体的に策定し、進捗管理を行います。

1 制度の概要と背景

成年後見制度は、知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、日常生活を法律的に支援する制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

制度の認知度は低く、本町における障がいを理由とした成年後見制度の利用者数は、令和2（2020）年3月末現在で4人です。本町の療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障がい者を支える親等の高齢化に伴い、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

2 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができることを目的とします。

3 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核的な役割を担う中核機関の体制整備を行います。

4 具体的な施策

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核的な役割を担う中核機関の体制整備を行います。

(1) 権利擁護支援が必要な人に対する早期支援

成年後見制度の周知を図るとともに、地域の見守り体制の強化や障害福祉サービス提供事業所等との連携により、権利擁護が必要な人の情報を把握し、早期段階で支援につなげます。

(2)中核機関の整備

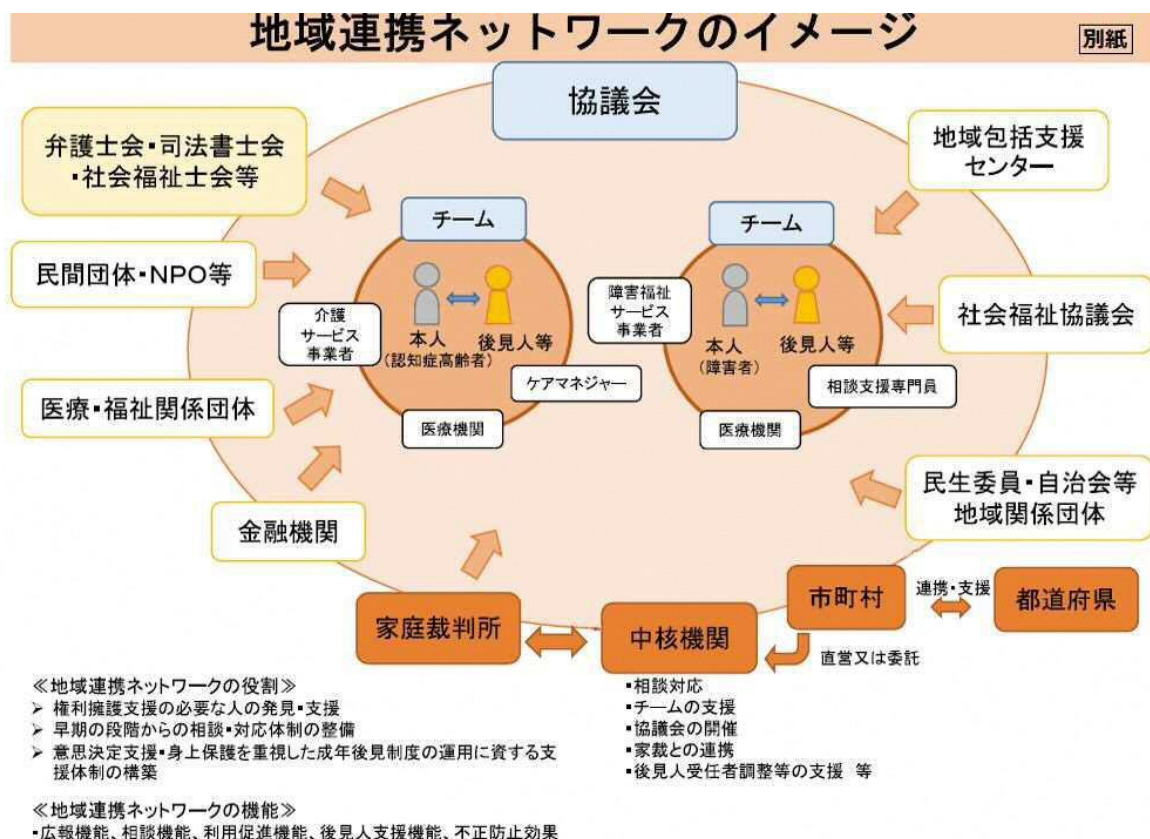
中核機関の早期設置に努めます。中核機関は、地域連携ネットワークの中核的な機関として、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。成年後見制度利用促進機能のうちの受任者調整機能については、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体等で構成する受任調整会議の新設を目指し、適切な後見人候補者の選任が行われるよう審議する体制の整備を目指します。

(3)協議会の整備

権利擁護支援にかかる各関係機関で構成する協議会の早期設置に努めます。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を目指します。

(4)利用支援事業と町長申立

申立費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない人に対し、費用の助成を行います。申し立てる親族がいない場合は、町長申立により利用の支援を行います。



資料：厚生労働省

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

(1) 行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3) 障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

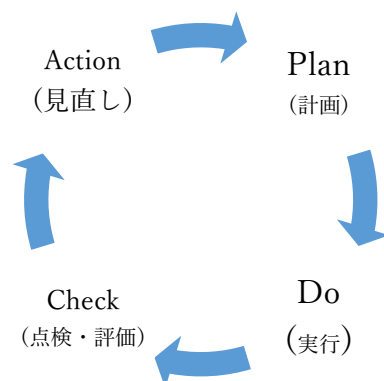
障がい福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を策定し（Plan）、推進（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを見直す（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」および、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価および見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

I 計画の策定経緯

日程	内容	適用
令和2年5月19日	6期障害福祉計画等に係る国の基本指針の告示	厚生労働省告示
令和2年8月14日	第6期障害福祉計画等策定に係る担当者会議	熊本県主催 コロナ禍の為、中止 《会議内容》 ・国の基本指針について ・熊本県計画策定について
令和2年8月24日	担当者会議資料送付	熊本県より会議資料送付 ※8月14日開催分
令和2年9月23日	町内相談支援事業所連携会議	町内相談支援事業所（3事業所）との連携会議開催
令和2年10月15日 ～ 令和2年10月28日	町内事業所へのアンケート調査の実施	町内障がい福祉事業所（8法人） 《調査内容》 ・新規指定の予定、定員変更など
令和2年11月25日	有明管内障がい担当者意見交換会	2市4町での意見交換 《協議内容》 ・圏域での目標設定 ・サービス量のすり合わせ
令和2年12月14日	第1回計画策定委員会の開催	《会議内容》 ・前期計画の進捗確認 ・素案検討
令和2年12月25日 ～ 令和3年1月24日	パブリックコメントの実施	町民への意見募集（1か月間） ・窓口及び町ホームページにより実施
令和3年3月22日	第2回 計画策定委員会の開催	《会議内容》 ・計画案の協議 ・計画案の承認
令和3年3月31日	第6期障がい福祉計画等の公表	町ホームページ等で公表

2 策定委員会設置要綱

和水町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会
設置要綱

平成 29 年 4 月 1 日

告示第 15 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)を策定又は変更するため、和水町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の求めに応じ、障がい者計画等の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者の代表
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 和水町議会議員代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年和水町告示第51号)は、廃止する。

附 則(令和2年告示第51号)

この要綱は、公示の日から施行する。

3 策定委員名簿

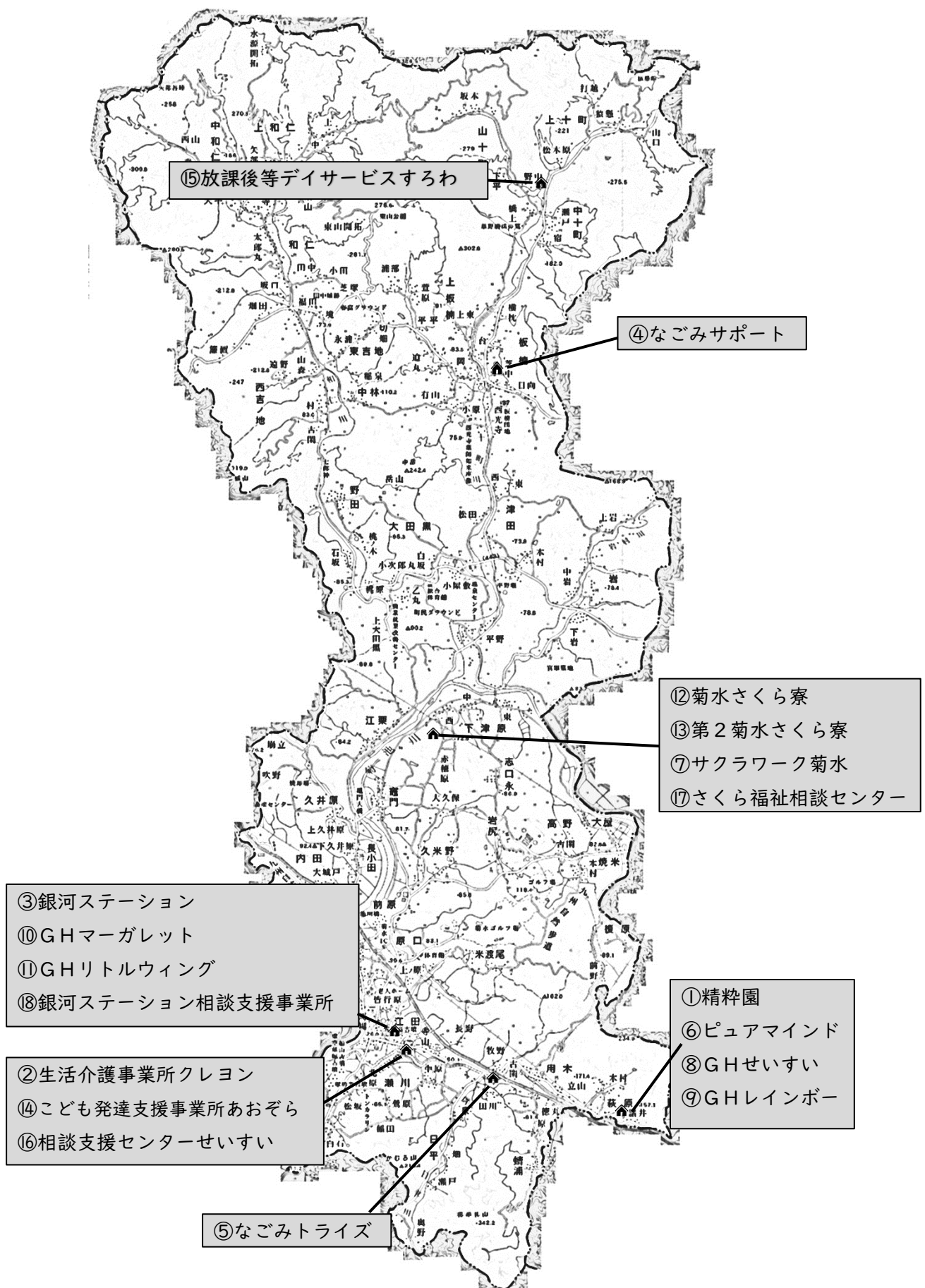
No.	分野	団体名等	備 考
1	障がい者代表	和水町身体障害者福祉協議会 会長	
2	障がい者代表	和水町精神障害者家族会 会長	
3	議員代表	厚生建設経済常任委員会 代表	
4	学識経験者	和水町教育委員会 教育委員	
5	福祉関係者	和水町社会福祉協議会 事務局長	
6	関係行政機関	熊本県有明保健所 保健予防課長	
7	関係行政機関	和水町健康福祉課 課長	
8	関係行政機関	和水町健康福祉課 課長補佐兼保健予防係長	保健師
9	関係行政機関	和水町健康福祉課地域包括支援係長	保健師 (主任ケアマネ)
10		和水町健康福祉課 課長補佐（障がい福祉係）	事務局
11		和水町健康福祉課 参事（障がい福祉係）	事務局

4 和水町 障害福祉事業所

(1) 事業所一覧

サービス種類	事業所名称	所在地	No.
居宅介護	なごみ町社会福祉協議会	和水町平野 1276	—
	ヘルパーステーション レインボー	和水町中和仁 1327	—
生活介護	障害者支援施設 精粹園	和水町萩原 1172	①
	生活介護事業所 クレヨン	和水町江田 3103-1	②
	銀河ステーション	和水町江田 10-1	③
就労継続支援（A型）	なごみサポート	和水町板楠 2860-6	④
	なごみトライズ	和水町用木 786-1	⑤
就労継続支援（B型）	銀河ステーション	和水町江田 10-1	③
	ピュアマインド	和水町萩原 1172	⑥
	さくらワーク菊水	和水町下津原 3951	⑦
短期入所	障害者支援施設 精粹園	和水町萩原 1172	①
共同生活援助（GH）	GHせいすい	和水町萩原 1172	⑧
	GHレインボー	和水町萩原 1172	⑨
	GHマーガレット	和水町江田 10-1	⑩
	GHリトルウィング	和水町江田 10-1	⑪
	菊水さくら寮	和水町下津原 3951	⑫
	第2菊水さくら寮	和水町下津原 3951	⑬
施設入所	障害者支援施設 精粹園	和水町萩原 1172	①
児童発達支援	こども発達支援事業所あおぞら	和水町江田 3103-1	⑭
放課後等デイサービス	こども発達支援事業所あおぞら	和水町江田 3103-1	⑭
	放課後等デイサービス すろわ	和水町上十町 105	⑮
計画相談支援	相談支援センター せいすい	和水町江田 3103-1	⑯
	さくら福祉相談センター	和水町下津原 3951	⑰
	銀河ステーション相談支援事業所	和水町江田 10-1	⑱
障害児相談支援	相談支援センター せいすい	和水町江田 3103-1	⑯
	さくら福祉相談センター	和水町下津原 3951	⑰

(2)事業所MAP





令和3(2021)年3月

和水町 健康福祉課

〒865-0192

熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地